

最近の建設業を巡る状況について

1. 改正建設業法に係る取組について

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律 (令和元年法律第三十号)

(令和元年6月5日成立、6月12日公布)

背景・必要性

1. 建設業の働き方改革の促進

○ 長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

※ 働き方改革関連法(2018年6月29日成立)による改正労働基準法に基づき、建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制(罰則付き)が適用開始。

<時間外労働の上限規制>

- ✓ 原則、月45時間かつ年360時間
- ✓ 特別条項でも上回る事の出来ないもの:
 - ・年720時間(月平均60時間)
 - ・2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内
 - ・単月100時間未満
 - ・月45時間を上回る月は年6回を上限

2. 建設現場の生産性の向上

○ 現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。

<年齢構成別の技能者数>



3. 持続可能な事業環境の確保

○ 地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

法案の概要

1. 建設業の働き方改革の促進

(1) 長時間労働の是正(工期の適正化等)

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。
また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
- 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化。

(2) 現場の処遇改善

- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
- 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

3. 持続可能な事業環境の確保

- 経営業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経営業務管理責任者に関する規制を合理化(※)。

※ 建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることとする。

- 合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

2. 建設現場の生産性の向上

(1) 限りある人材の有効活用と若者の入職促進

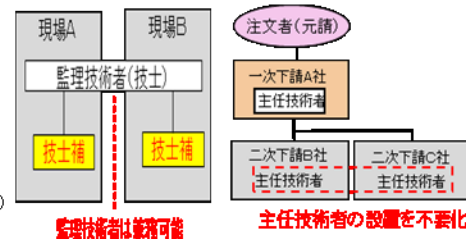
- 工事現場の技術者に関する規制を合理化。

- (i) 元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
- (ii) 下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。

(2) 建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

- 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。

<元請の監理技術者> <下請の主任技術者>



施行時期について

○建設業法

- ・施工技術の確保に関する建設業者等の責務の追加
- ・建設業者団体等の責務（災害協定等の締結）の追加
- ・中央建設業審議会による工期に関する基準の作成

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に定める事項の追加

令和元年

9月1日施行

令和2年

10月1日施行

令和3年

4月1日施行

6月12日公布

○建設業法

- ・許可基準の見直し
- ・著しく短い工期の禁止
- ・建設資材製造業者等に対する勧告等 など、技術検定制度の見直し以外の部分

○建設業法

- ・技術検定制度の見直し

※公共工事の品質確保の促進に関する法律は令和元年6月14日に施行済

建設業法等の改正に伴う政省令の改正について(概要)

I. 政令(建設業法施行令)の主な改正事項について

令和2年5月15日閣議決定、令和2年10月1日施行
(一部 令和2年5月22日閣議決定、令和3年4月1日施行)

○ 工事現場の技術者の配置要件に関する規制の合理化について

① 監理技術者の専任義務の緩和について

改正法: 元請の監理技術者に関し、監理技術者を補佐する者を置く場合は、元請の監理技術者の複数現場の兼任を容認する制度を創設。

→この場合の監理技術者が兼務することが可能な現場の数は2とする。

② 下請負人の主任技術者の配置が免除される特定専門工事について

改正法: 専門工事のうち、施工技術が画一的である等として政令で定めるもの(以下「特定専門工事」という。)については、下位下請の主任技術者の配置を不要とする制度を創設。

→特定専門工事は、下請代金の合計額が3,500万円未満の鉄筋工事及び型枠工事とする。

※ その他、技術検定の手数料の見直しなどを実施する。

II. 省令(建設業法施行規則等)の主な改正事項について

令和2年5月13日～6月12日パブリックコメント実施
令和2年10月1日(一部 令和3年4月1日)施行

(1) 建設業の許可要件について、以下の内容を規定する。

① 適正な経営能力を有すること

現行の経營業務管理責任者の要件(法第7条第1号)を以下のように拡大する。

・経験の拡大: 常勤役員等に求める経験は、これまでは5年以上の建設業の「役員等」としての経験だったところ、改正後は、常勤役員等を補佐する者を置く場合には、5年以上の建設業の「役員等に次ぐ職制上の地位」としての経験も認めることとする。

・対象業種の拡大: 常勤役員等に求める経験は、これまでは5年以上の「建設業の」役員等としての経験だったところ、改正後は、常勤役員等を補佐する者を置く場合には、建設業に限定せず、5年以上の役員等としての経験(うち、2年以上は建設業の役員等の経験を求める。)を認めることとする。

② 適切な社会保険(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)に加入していること

(2) 施工体制台帳の記載事項について、建設工事の従事者に関する事項として、氏名や社会保険の加入状況等の事項を追加する。

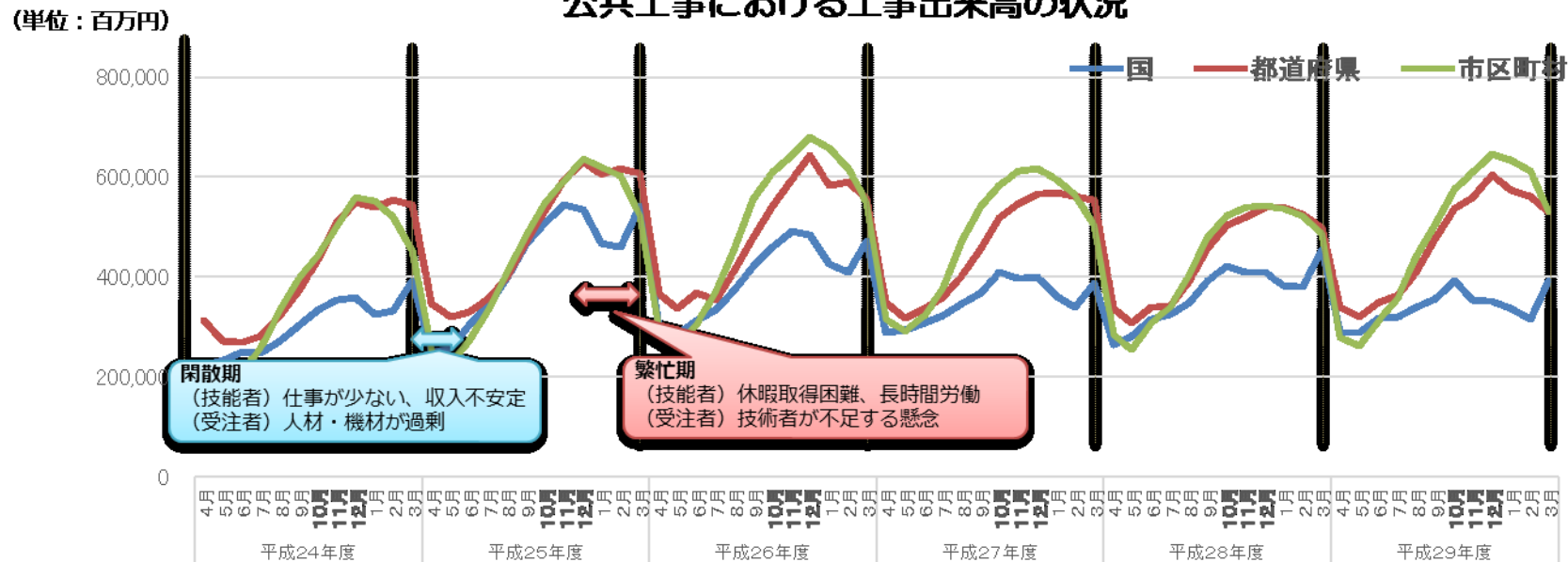
※ その他、事業承継及び相続に係る認可の手続について、提出書類等を具体的に規定する。

2. 施工時期の平準化に向けた取組について

施工時期等の平準化の必要性

- 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が生じるため、人材や機材の効率的な活用等に支障
 - 年度内の工事量を平準化することにより、経営の安定化や、人材・機材の効率的な運用を図ることが必要
- ⇒ 担い手3法(建設業法、入契法、品確法)の改正により、施工時期の平準化に向けた取組を加速化

公共工事における工事出来高の状況



施工時期の平準化の推進

建設業者（受注者）に期待される効果

- 年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化
- 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 技能者の処遇の改善（特に休日の確保等）
- 稼働率の向上による機械保有等の促進

発注者に期待される効果

- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

【平準化「見える化」概要①】 平準化率の状況（都道府県・市区町村）

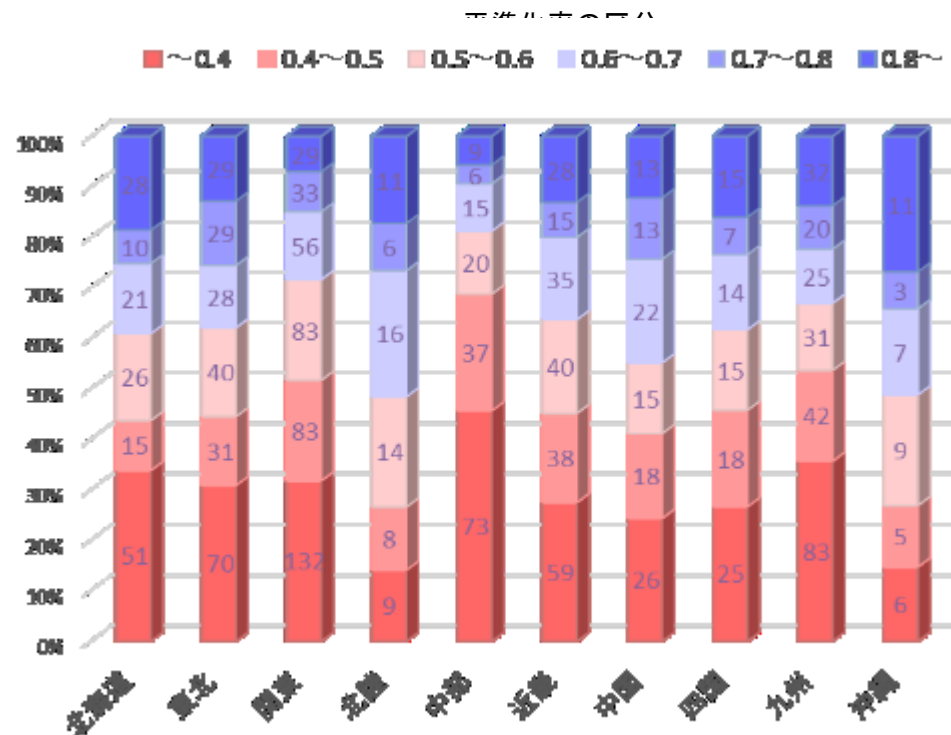
○ 入契調査等を踏まえ、他の団体との比較を通じ、取組の遅れている地方公共団体が自らの現状を認識し自主的な取組が促されるよう、全ての地方公共団体について、平準化率の数値と具体的な取組状況を「見える化」して公表

都道府県の平準化率の状況

平準化率 0.8以上 ■
 平準化率 0.7~0.8 ■
 平準化率 0.6~0.7 ■
 平準化率 0.6未満 ■

全国平均(都道府県):0.75

各地域における平準化率別の市区町村の構成割合



※対象地域

北海道ブロック:北海道
 東北ブロック:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
 関東ブロック:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
 北陸ブロック:新潟県、石川県、富山県
 中部ブロック:岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿ブロック:福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 中国ブロック:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
 四国ブロック:徳島県、香川県、愛媛県、高知県
 九州ブロック:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
 沖縄ブロック:沖縄県

※平準化率の定義:4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)(一部未登録の地方公共団体あり)

【平準化「見える化」概要②】 平準化に関する主な取組状況

- 「見える化」では、全ての地方公共団体におけるゼロ債務負担行為や繰越手続等について、設定割合や実施時期など、具体的な取組状況をデータ化して公表
- 平準化に関する取組は都道府県・指定都市では一定程度進展してきており、今後は、特に人口10万以上の市を中心に、都道府県等をはじめ優良な事例等を周知しつつ、取組の改善と充実を促していくことが重要

都道府県・指定都市

全67団体

人口10万以上

全282団体(市区)

都道府県・指定都市

全67団体

人口10万以上

全282団体(市区)

工期1年未満の工事における
債務負担行為の設定

- 10%以上
- 5~10%
- 1~5%
- 1%未満
- 割合未回答
- 未設定



※人口10万未満の市区町村においては実施291団体(約20%)

柔軟な工期の設定

- 10%以上
- 5~10%
- 1~5%
- 1%未満
- 割合未回答
- 未設定



※人口10万未満の市区町村においては実施198団体(約14%)

ゼロ債務負担行為の設定

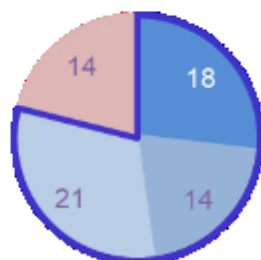
- 10%以上
- 5~10%
- 1~5%
- 1%未満
- 割合未回答
- 未設定



※人口10万未満の市区町村においては実施128団体(約9%)

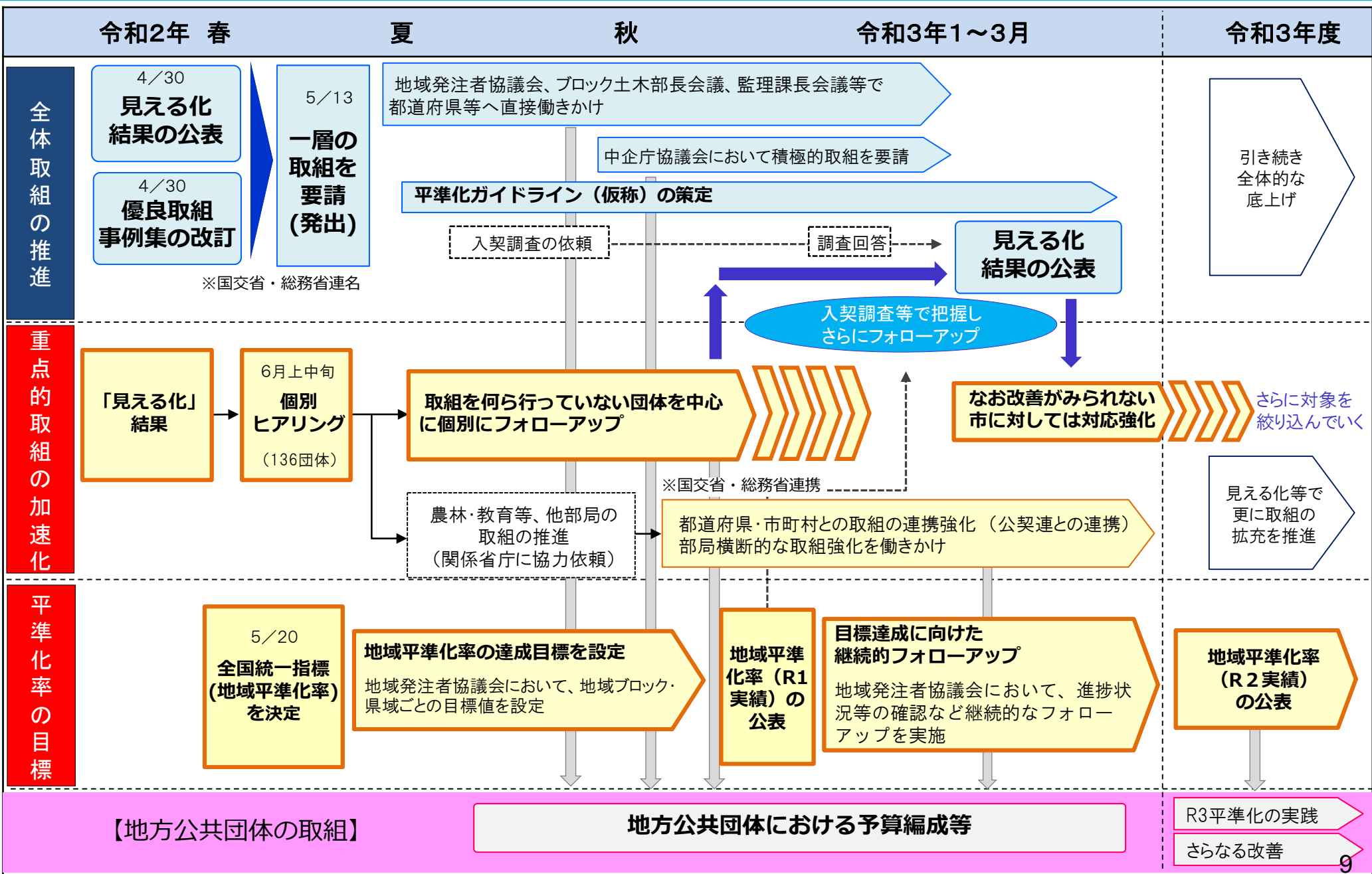
速やかな繰越手続の実施

- 4月~10月
初承認
- 11月~12月
初承認
- その他
- 未設定



※人口10万未満の市区町村においては実施479団体(約33%)

令和2年度 平準化の加速化に向けたロードマップ



3. 建設業における新型コロナウイルス 感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）

（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下の事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

3. 国民の安定的な生活の確保

・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

（例）インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）

等

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針における建設工事等の位置づけ

- 公共工事等の安全安心に必要な社会基盤に係る事業者については、緊急事態宣言時においても最低限の事業継続を要請
※「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」においては、公共工事の早期執行を図り、景気の下支えに万全を期すこととされている
- 緊急事態宣言時においても、国民の安定的な生活の確保の観点から、インフラ運営関係等に係る事業者については、自宅等で過ごす国民が必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業の事業継続を要請

工事現場等での感染予防対策 (都道府県・政令市・建設業者団体あて)

- 建設現場やオフィスにおける、感染予防対策の基本的事項について、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を作成し、周知。
※コロナウイルス対策に伴う熱中症リスク軽減のための取組等も追記
(令和2年5月14日国土建第18号、令和2年7月1日国不建第1号等)
- 施工中の工事の現場等において、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意するよう依頼
- コロナウイルス感染症の感染者(感染の疑いのある者を含む。)及び濃厚接触者があることが判明した場合に、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図るとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるよう依頼

(令和2年4月8日国土入企第6号、令和2年4月17日国土建第7号、令和2年5月25日事務連絡等)

- 建設工事の現場では、元請事業者はじめ、施工に携わるそれぞれの立場で、極力、「三つの密」の回避や影響の軽減がなされることが重要。
特に、建設現場での朝礼・点呼、各種打合せ、着替えや食事休憩、密室・密閉空間における作業などについて、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、「三つの密」の回避や影響緩和のための対策徹底等について依頼 (建設現場の「三つの密」回避等の取組事例についても周知)

(令和2年4月8日国土入企第6号、令和2年4月17日国土建第7号、令和2年5月25日事務連絡等)

※直轄事業:感染拡大防止対策を徹底するとともに、追加費用を要する感染拡大防止対策で必要と認められるものについては請負代金額や工期等の変更を行う旨通知

(令和2年4月20日国地契第5号等)(地方公共団体及び建設業者団体等に参考送付)

公共工事における一時中止等の対応

(都道府県・政令市あて、市町村・建設業者団体等にも周知)

- 施工中の工事等における一時中止措置等の対応について通知
・新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等に伴い技術者等が確保できない場合や、資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申出があった場合において、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、受注者の責によらない事由によるものとして、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行う

(令和2年4月8日国土入企第6号、令和2年5月25日事務連絡等)

(参考)直轄事業における一時中止措置等 (令和2年4月7日国地契第1号等、令和2年5月25日事務連絡等)
※都道府県等に対して参考周知 (令和2年4月8日国土入企第6号、令和2年5月25日事務連絡等)

- ・受注者から一時中止等の希望の申出がある場合、感染拡大防止に向けた取組状況等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、受注者の責めに帰すことができないものとして、工事等の一時中止や設計図書等の変更を行い、一時中止措置等を行った場合においては、必要に応じて請負代金額の変更や工期の延長等、適切に対応する。
※工事等を継続又は再開する場合に、感染拡大防止対策を適切に実施

【入札等の手続及びヒアリングの実施等について】

- ・総合評価落札方式における評価等について、適宜柔軟な対応を行う
- ・公告案件において原則ヒアリングを実施しない。公告済の案件も、可能な限り省略

民間工事における一時中止等の対応 (建設業者団体・民間発注者団体あて)

- 公共工事に係る対応(一時中止等や工事現場等での感染予防対策)について、民間発注者団体に対しても周知
- 資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款において、「不可抗力」によるものとして受注者は発注者に工期の延長を請求でき、増加する費用については受発注者が協議をして決めることとされている旨を周知

(令和2年4月8日事務連絡、4月17日国土建第7号、令和2年5月25日事務連絡等)

感染拡大防止対策に伴う下請契約等の適正化 (建設業者団体あて)

- 今般の緊急事態宣言等を受け、工事の一時中止等について、下請負人・技能労働者の事業や生業継続への配慮や、元下間の取引の適正化の徹底に努めるよう通知
- 建設工事の一時中止・延期等に際し、下請契約においても、工期の見直し、一時中止の措置等を適切に講じるとともに、下請契約における適正な工期や請負代金の設定、適切な代金支払等、元下間の取引の適正化の徹底に努めるよう、建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに明記するとともに通知を发出
※下請工事標準請負契約約款において、元請負人は必要があるときには工事を中止し、工期延長について元下間で協議することや、増加費用については、元請負人と下請負人が協議して決めることとされていることを周知
- 元下間の取引適正化を図るため、「建設業法令遵守ガイドライン」や「駆け込みホットライン」の周知を図るよう依頼
(令和2年3月11日国土建推第38号・国土建整第132号、令和2年4月17日国土建第7号、令和2年5月14日国土建第18号等)
- 公共工事の一時中止等に伴い、資金繰りに支障が生じることのないよう、
 - ・中間前金払いの迅速・円滑な実施
 - ・出来形部分払の請求があった場合の適切な対応 について通知
※直轄工事における中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化等の措置も周知 (令和2年3月11日国土入企第53号)
- 元請が部分払(出来高払)や完成払を受けた場合について、下請への適正な支払いや、下請セーフティネット債務保証事業、下請債権保全支援事業など金融支援事業の活用による下請への支払いの適正化に配慮する旨通知
※資材業者、建機等の賃貸業者、警備業者等についてもこれに準じて対応することを知 (令和2年3月11日国土建労第38号・国土建整第132号、令和2年4月17日国土建第7号)
- 補正予算に盛り込まれた資金繰り支援や雇用調整助成金、新たな給付金制度等を積極的に活用し、現場の労働者の雇用維持・安定に努めるよう通知し、制度概要について周知
(令和2年4月17日国土建第7号、令和2年5月1日事務連絡、令和2年6月19日事務連絡)
- 資金繰り支援措置として、セーフティネット保証5号の対象業種を拡充 (現時点では建設業関係43業種が対象) (中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

技術者配置や講習等に関する対応

(建設業者団体、地方整備局等、公共工事発注担当部局、都道府県・政令市、講習機関等あて)

- 学校の臨時休業に伴う育児のために監理技術者等が一時的に現場から離れることや途中交代が可能であること等について通知
※監理技術者等本人が感染あるいは濃厚接触者等となった場合も、従前通り監理技術者等が一時的に現場から離れることや途中交代は可能。 (令和2年2月28日国土建第482号等)
- 監理技術者講習について、当面の間、延期又は自宅学習の方法により実施するよう実施機関に通知 (令和2年2月27日国土建第474号、令和2年3月23日国土建第530号)
- 登録基幹技能者講習について、当面の間延期とし、講習修了証については、特例的に一律令和2年9月末まで有効期限内として取り扱うよう、講習実施機関等に通知
(令和2年3月6日国土建労第1466号、令和2年4月9日国土建労第24号)

1. はじめに

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的方針（令和2年5月25日変更）」において、公共工事は社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、継続を求められる事業として位置づけられている。
- また、国民の安定的な生活の確保の観点から、インフラ運営関係（電力、ガス、上下水道等）、家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）等の事業者について、自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業の事業継続を要請するとされており、公共工事以外の建設工事についてもこれらの事業の継続のために必要な工事については継続することが求められるものと考えられる。

2. 感染防止のための基本的な考え方

- 「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制 / (2) 健康確保 / (3) 建設現場 / (4) オフィス等における勤務 / (5) 通勤 / (6) 従業員・作業員に対する協力のお願い / (7) 感染者が確認された場合の対応 / (8) その他

(3) 建設現場 [詳細]

- 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、手洗いなどの感染予防の徹底に加え、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策の徹底を図ることが必要である。
- 建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などについて、「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策を徹底するものとする。

(i) 建設現場における対応

- ・ 現場入場時の体温測定等、個々の建設現場において適切な健康管理を実施する。
- ・ 内装工事や仮設昇降機内などで閉鎖もしくは狭い空間に多人数が集まる場面では、マスク着用は元より、工事エリアごとに区画を設定し、人数制限を設けるほか、扉・窓の開放による自然換気、換気装置の設置などにより、感染を予防する。
- ・ 特に、重機や車両のハンドルや操作レバー等複数の従業員が頻繁に触れる箇所についてはこまめに消毒を行う、必要に応じ、車両運転時に使い捨てのゴム手袋等を着用する。等

※気温・湿度が高い時期においては、現場の状況に応じた熱中症対策に取り組む。

(ii) 建設現場への移動・立ち入り

- ・ 現場の状況に応じ、作業員を複数班に分け、入場時間や退場時間を一定時間ずらす。
- ・ 建設現場に車両で移動する際には、車両数を増やす、近隣に借地し駐車スペースを確保する等により、同乗・相乗りを可能な限り避けるようにする。等

(iii) 作業員宿舎における対応

- ・ 宿泊する作業員が密な状態とならないよう、発注者と協議の上、十分な広さの作業員宿舎を確保する等

(iv) 休憩・休息スペース

- ・ 食堂等で飲食する場合、時間をずらす、椅子を間引く、車中で食事を取る他、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努める。困難な場合も、対面で座らないようにする。これらの措置が困難な場合は、簡易なパーテーション（アクリル板等）を設置する。等

(v) トイレ

(vi) 入札契約に関する対応

- ・ 建設工事の一時中止等の際には、下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるほか、下請負人や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように十分な配慮をするとともに、適切な代金の支払い等、元請負人と下請負人との間の取引の適正化の徹底を図る。
- ・ 感染拡大防止対策に必要な設計変更について発注者との協議を行うなど、入札契約手続きにおいて適切な対応を行う。等

消毒液の使用やうがい、石鹸による手洗い励行、体温測定等による健康管理と作業・打合せ時のマスク着用等、政府の対処方針※を踏まえた対策の徹底とともに、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて現場では様々な取組・工夫が実践

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年5月14日変更)

朝礼・KY活動※における取組事例

※危険予知活動

- 朝礼時の配列間隔の確保 (作業員間の一定距離の確保 (2m程度))
- 対人間隔が確保困難な場合等の朝礼の参加人数の縮小等 (参加者を職長のみとし、朝礼後にグループ別に伝達事項等を共有する等)
- 伝達事項等に即した朝礼等の時間短縮や内容の効率化 (説明のポイントを絞った時間短縮、伝達事項が明確な資料の活用等)
- 肩もみ等の接触を伴う活動の省略
- マスクの入手が困難な場合の指差し呼称の省略 (指差し呼称する場合には十分な距離を確保する)
- 朝礼時の体温測定等 (非接触体温計の活用等)
- テレビ通話ツール等による現場・事務所間の遠隔開催 等



作業員間の一定距離の確保



サーモグラフィーカメラによる体温計測



現場



事務所

現場と事務所間で中継用機器を使用して遠隔開催

現場事務所等での業務・打合せに関する取組事例

- 事務作業時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気
- Web (TV) 会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減
- 対面で打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保 (例) 対面距離を2.0m以上空ける、3人掛けの机を2人掛けて利用する、対面とならないよう座席を配置する など
- 時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小
- 現場事務所等での空気清浄機の使用 等



現場事務所での対人間隔の確保と換気



打合せ時の十分な対面距離の確保



Web会議による打合せ



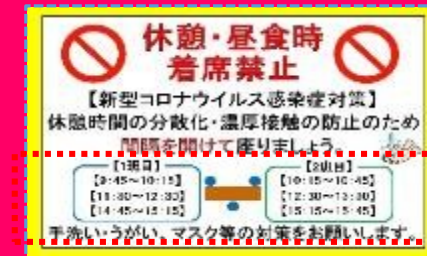
空気清浄機を設置

食事・休憩時における取組事例

- 休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行
- 車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化
(時間差による休憩室や更衣室等の利用、班別の休憩取得の励行など)
- 更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保
- 簡易なパーティション (アクリル板等) による密接の防止
- 手洗い時のタオルの撤去 (ペーパータオルの利用等) 等



休憩室の窓の常時開放



時間差による休憩時間の分散化



パーティションで密接を防止



屋外で対人距離を確保して休憩

現場作業や移動時の取組事例

- 作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避
- 車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行
(現場へ移動するための車両数を増やす、近隣に借地し駐車スペースを確保する等)
- 現場と自宅の直行直帰の推奨
- 重機や車両等の操作前の消毒等の徹底
(ハンドルや操作レバー等を消毒する、車両運転時にゴム手袋を着用する等)
- 密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行
(室内作業や型枠組立、内装工事など) 等



ハンドルやレバー等のアルコール消毒の徹底



作業員の配置をブロック分けし密接した作業を回避

内装工事等、室内の現場における取組等

○ 内装仕上げや設備工事等の室内の作業では、工事エリアごとに区画を設定して作業

○ 狭い場所や居室での作業は、広さ等に応じて入室人数を制限して実施
(入口に掲示等を行い周知、室内は窓を開けて換気)

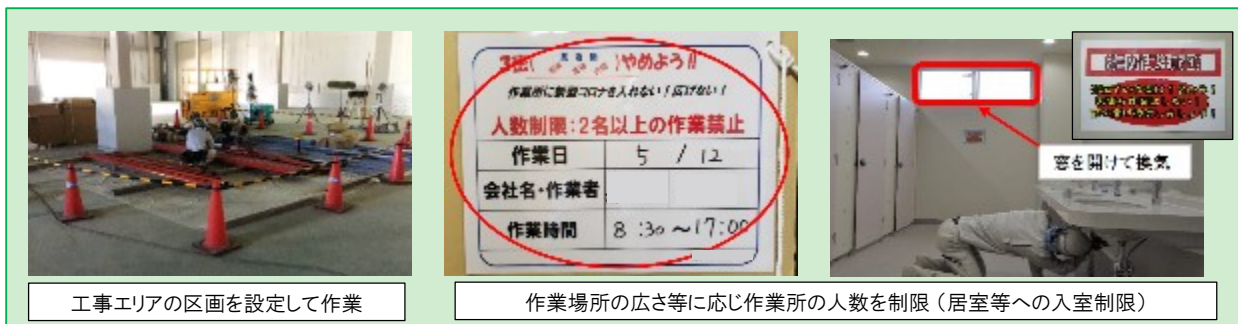
○ 大部屋での作業等においても、あらかじめ工程調整等を行ってフロア別に人数を制限
(また、職種別に作業日を分散して、1日の現場入場人数を制限)

○ 室内には換気装置を設置し、換気を実施

○ 工程管理や内装仕上げの確認・是正にWebカメラや通信端末等を利用し、遠隔で実施
(データの共有、相互確認が可能)

○ 作業用エレベーターは3密の回避のため使用のルール化
(定員制限やポスター掲示による周知徹底、乗降時や階数ボタン等の消毒の徹底)

等



工事エリアの区画を設定して作業

作業場所の広さ等に応じ作業所の人数を制限(居室等への入室制限)



大部屋での作業も、フロア別に工程分けや人数を制限し実施

工程を分けて少人数で作業



集塵機を設置し室内の換気を実施

Webカメラを利用した遠隔検査

通信端末で内装仕上げの確認・是正

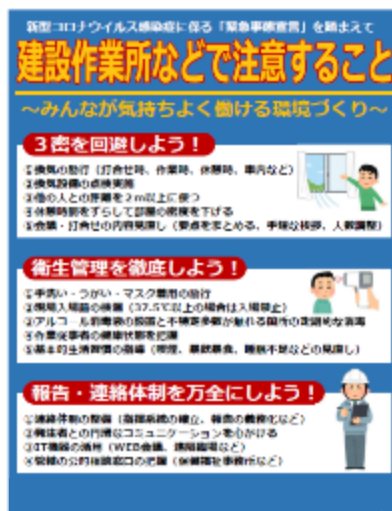


作業用エレベーターの使用のルール化(定員を1~3名程度に限定、ポスター掲示)

EVの操作盤等の消毒を徹底

オリジナルのポスターやロゴ、看板による意識向上

○ 現場や事務所にオリジナルのポスターやロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る



【コロナ感染防止十則】	
1	出勤前の検温実施
2	率先しよう時差出勤
3	マスクは正しく着用
4	休憩前のうがいと手洗い
5	扉をあけて部屋換気
6	詰所はみんなで清潔に
7	適正距離で行動し
8	不要な外出控えよう
9	日々の体調管理しっかりと
10	怪しい時はすぐ報告



（（（ 感染症防止 5 ）））

- ・ 手洗い うがい 確実に！
- ・ 十分とろろ 睡眠は！
- ・ 毎朝検温 忘れずに！
- ・ 人混み避けよう！マスクせよ！
- ・ 必ず換気 休憩所！



新型コロナウイルス対策
 作業前「手のアルコール消毒」「うがい」「咳エチケット」「マスクの着用」を徹底しよう。

新型コロナウイルス対策
 「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の3つの密を避けよう！



新型コロナウイルスの出現に伴い、マスクの着用や三つの密を避ける等の「新しい生活様式」が求められている中で、建設現場では熱中症予防のための様々な取組・工夫が実践されている

マスク着用に関する取組事例

- マウスシールドやフェイスシールドの活用
- 冷感素材等を用いたマスク等の活用
- マスクと併用可能な空調機器等の活用
(空調機能が付いた作業服の着用や、首掛けクーラーの活用等)
- 現場作業において、特に不要な場合はマスクを外す 等
(屋外で人と十分に距離を確保できる場合や一人での作業などマスクを外しても良い例外的な場合を明示し、現場で周知等)



マウスシールド等の活用



フェイスシールド等の活用



冷感素材のフェイスマスクの活用



空調機能付きの作業服の活用



首掛けクーラー等の活用

※巻き込み等にご注意

3密回避

住戸内は一人作業限定
窓開け&送風環境推奨

絶対一人作業

作業員1名に限定して
作業を遂行する

熱中症注意

マスク外して作業OK

マスクを外してよい
条件を設定

現場作業や休憩所に関する取組事例

- 現場でのスポットクーラーや扇風機等の設置
- ドライミスト発生装置の設置
- 屋外作業の現場で、送風機等により通気性を確保
- テント付きの屋外休憩所の設置
- 休憩所等において、エアコンと換気扇等を併用 等



スポットクーラー等の活用



屋外休憩所にドライミスト発生装置等を設置



扇風機や換気扇とエアコンを併用

【新型コロナウイルス対策】建設業関係 支援策①（二次補正後）
資金繰り関係
建設業向け金融事業 [別添①、②]

- 地域建設業経営強化融資制度
 - ・公共工事請負代金債権を譲渡担保とすることで融資を受けられます。また、工事の出来高を超えた分の融資について保証会社による保証が受けられるようになります。
- 下請債権保全支援事業
 - ・下請企業が元請企業に対して有する工事請負代金等の債権の支払をファクタリング会社が保証します。また、一部のファクタリング会社は手形の買い取りにも対応しており、**早期に資金化**することが可能となります。

<金融支援事業について> <https://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/index.html>

支援内容一覧 [別添③]
セーフティーネット保証4号・5号の対象拡大 [別添④]

- ・売上が前年同月比▲20%以上(4号)、▲5%以上(5号)減少等の**経営の安定に支障が生じている中小企業者は、信用保証協会などによる保証(※)を受けることができます。**

(※)一般保証とは別枠(2.8億円)で、4号100%、5号80%保証

4号保証【地域指定】・・・3/23に47都道府県が指定

5号保証【業種指定】・・・5/1より全業種が指定

緊急保証制度の適用 [別添⑤]

- ・セーフティネット保証とはさらに別枠(2.8億円)で、**全国・全業種を対象に100%保証を受けることができます。**

⇒セーフティネット保証枠と併せて最大5.6億円の信用保証別枠の確保が可能

民間金融機関における実質無利子・無担保融資 [別添⑥]

- ・都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも**実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大**。さらに、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した**実質無利子融資に借換可能**。

<対象要件>セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、**保証料補助と利子補給を実施**。

※2次補正で利子上限額が引き上げ

セーフティーネット貸付の要件緩和 [別添⑦]

- ・一時的に資金繰りに著しい支障を来している等の要件を満たす中小企業者は、日本政策金融公庫などによる融資を受けることができます。

無利子・無担保融資 [別添⑧～⑪]

※2次補正措置あり

- 日本政策金融公庫及び沖縄公庫による**新型コロナウイルス感染症特別貸付**
 - ・信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。
- 商工中金による**危機対応融資**
 - ・商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による**資金繰り支援**を実施。
- マル経融資の金利引下げ(新型コロナウイルス対策マル経)
 - ・商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が**無担保・無保証人**で融資を行う制度。
- 特別利子補給制度
 - ・日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等もしくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上が急減した事業者などに対して、**利子補給**を実施。

日本公庫等の既往債務の借換 [別添⑫]

※2次補正措置あり

- ・日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工中金等の危機対応融資について、各機関毎に、既往債務の借換も可能とし、**実質無利子化**の対象。

小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等 [別添⑬]

- ・(独)中小企業基盤整備機構が経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度、貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件が緩和。

経営セーフティ共済の特例措置 [別添⑭]

- ・取引先の倒産時に、無担保・無保証人で掛金の最高10倍まで借入れできる制度。

DBJ・商工中金による危機対応融資 [別添⑮]

- ・業況が悪化した事業者に対し、危機対応業務による**資金繰り支援**を実施。

中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業 [別添⑯]

新規

- ・キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建に取り組む持続可能な企業に対して、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援

個人向け緊急小口資金等の特例 [別添⑰]

- 給付対象者：一時的な資金が必要な方(主に休業された方)が対象
- 貸付上限：学校休業、個人事業主等の場合、20万円以内(その他、10万円以内)
- 償還期限：2年以内 ■ 貸付利子：無利子

【新型コロナウイルス対策】建設業関係 支援策②（二次補正後）
資金繰り関係
税制関係
納税の猶予の特例【国税・地方税】 [別添⑱]

- ・2月以降、売上が減少(前年同月比▲20%以上)したすべての事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税が猶予されます。
- ・法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象。

欠損金の繰戻し還付 [別添⑲]

- ・資本金1億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。
- ・今般、本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大。

固定資産税等の軽減 [別添⑳]

- ・中小企業・小規模事業者の税負担を軽減のため、事業者の保有する設備や建物等の2021年度の固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。

簡易課税制度の適用に関する特例 [別添㉑]

- ・影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける(又はやめる)必要が生じた場合、税務署長の承認を受けることにより、その被害を受けた課税期間から、簡易課税制度の適用を受ける(又はやめる)ことができます。
- ※特例として、課税期間の開始後であっても選択が可能。

<税制関係特例について> https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html

雇用対策関係
雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）
[別添㉒-1]（詳細は[別添㉒-2]）
拡充

- ・経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するもの。今般、助成内容・対象が大幅に緩和。

■助成内容・対象

- 休業手当に対する助成率を引き上げ(中小企業4/5、大企業2/3)
- 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ(中小企業10/10、大企業3/4)
- 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象 など

■受給要件

- 支給限度日数は通常1年間で100日までであるが、緊急対応期間(4/1~9/30)は、年間支給限度日数とは別に本助成金が利用可能

➢生産指標の要件を緩和

- 事業所設置後1年未満も対象 など

■主な2次補正拡充内容

- ・**上限額が1人1日当たり1万5000円まで拡充、出向期間の条件が緩和**
- ・**上記赤枠部(解雇等を行わない中小企業の助成率の拡充、対応期間延長)**

※学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当も、「緊急雇用安定助成金」の支給対象となります、詳細は下記参照ください。

<雇用調整助成金について> https://www.mhlw.go.jp/stf/press1401_202005061030_00004.html

小学校休業等対応助成金 [別添㉓]

- ・小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な、
①労働者(保護者)に対し、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主に助成
②委託を受けて個人で仕事をする方(保護者)に対し、就業できなかった日について支援の2種類あり。

■給付額
①【事業主向け】

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 × 10/10

※支給上限は1日あたり8,330円(令和2年4月1日以降取得の休暇分は15,000円)

②【個人向け】

就業できなかった日について、1日あたり4,100円定額

※令和2年4月1日以降の日については、1日あたり7,500円定額

■給付対象者

①【事業主向け】子ども(※)の世話を保護者として行う必要となった労働者に対し、労基法上の年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた事業主

②【個人向け】子ども(※)の世話をを行う必要となった保護者で、一定の要件(個人で就業予定、業務委託契約等に基づき報酬が支払われている)を満たす方

(※)A: 臨時休業等した小学校等に通う子ども

B: 感染などにより休む必要がある子ども

<小学校休業等対応助成金について> <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000625688.pdf>

【新型コロナウイルス対策】建設業関係 支援策③ (二次補正後)

給付金関係

持続化給付金 [別添⑳-1]

(詳細は、中小法人等向け[別添⑳-2]、個人事業者等向け[別添⑳-3])

・特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給。

■給付額

・法人は200万円、個人事業者等は100万円 (昨年1年間の売上からの減少分を上限)

■給付対象者

・新型コロナウイルス感染症の影響により、**売上が全年同月比で50%以上減少**

<計算方法>

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12か月)

・事業収入を得ている中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等

<持続化給付金について> <https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金特別定額給付金 (仮称)

新規

・新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、休業期間中に休業手当を受けることができなかった被保険者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業を実施。

■給付額

中小企業の被保険者に対し休業前賃金の80%(月額上限33万円)を休業実績に応じて支給

※なお、本給付金等に係る雇用保険法の臨時特例等に関する法律案が成立したところではありますが、詳細な内容はまだ公表されておきませんので、後日更新されましたらご案内いたします。

法案については、下記参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000637670.pdf>

家賃支援給付金 (仮称) の創設 [別添㉑]

新規

・5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、**地代・家賃(賃料)の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給。**

■給付対象者

・テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5~12月において以下のいずれかに該当する者

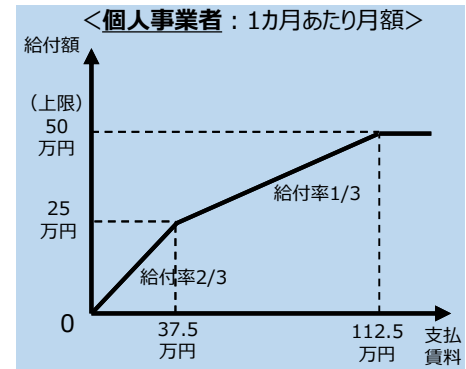
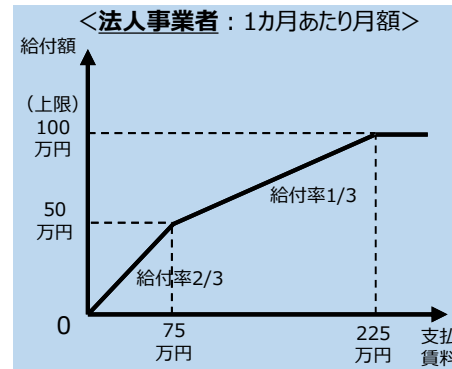
①いずれか1か月の売上が前年同月比で**50%以上減少**

②連続する3か月の売上が前年同期比で**30%以上減少**

■給付額・給付率

・申請時の直近の支払賃料(月額)に基づいて算出される給付額(月額)を基に、6か月分の給付額に相当する額を支給。

→法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円



<特別家賃支援給付金について> <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

特別定額給付金 [別添㉒]

■給付額

・給付対象者1人につき10万円

■給付対象者

・基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている者

※収入による条件はありません。

<特別定額給付金について> <https://www.kyufukin.soumu.go.jp>

【新型コロナウイルス対策】建設業関係 支援策④ (二次補正後)

その他(事業再開・設備投資等)支援関係

生産性革新推進事業による

事業再開支援パッケージ [別添⑲]

拡充

・「通常枠」に加え、新型コロナの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠」を設け、事業再開を強力に後押しするため、「事業再開支援パッケージ」として業種別ガイドライン等に基づいて行う取組への支援を拡充。

補助上限・補助率	通常枠	特別枠(類型A)	特別枠(類型B又はC)
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・2/3	100万円・2/3	100万円・ 3/4
【事業再開枠】50万円・定額(10/10) ※			
ものづくり補助金 (設備導入)	1,000万円・ 1/2(小規模2/3)	1,000万円・2/3	1,000万円・ 3/4
【事業再開枠】50万円・定額(10/10)			
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・1/2	450万円・2/3	450万円・ 3/4

※事業再開枠の補助額は、総補助額の2分の1以下であること

【事業再開の枠の対象】

業種別ガイドライン等に基づく、以下の感染防止対策

- ・消毒、マスク、清掃
- ・飛沫防止対策(アクリル板・透明ビニルシート等)
- ・換気設備
- ・その他衛生管理(クリーニング、使い捨てアメニティ用品、サーモカメラ、キーレスシステム等)
- ・掲示・アナウンス(従業員・顧客に感染防止を呼びかけるもの)

<中小機構・生産性革新推進事業ポータルサイト> <https://seisansei.smrj.go.jp/>

【特別枠の申請要件】

補助経費の1/6以上が、下記のいずれかに合致する取組であること

- 類型A: サプライチェーンの毀損への対応**
(例) 部品調達困難による部品内製化
- 類型B: 非対面型ビジネスモデルへの転換**
(例) 自動精算機、キャッシュレス決済導入
- 類型C: テレワーク環境の整備**
(例) WEB会議システム等の導入

厚生年金保険料等の猶予制度 [別添⑳]

- ・厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、換価の猶予又は納付の猶予が認められる場合があります。
- 猶予された金額を猶予期間中に各月に分割して納付することになります。
- 財産の差押えや換価(売却等現金化)が猶予されます。
- 猶予期間中の延滞金の一部免除されます。

・また、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)について、特別な理由がある者については、条例等の定めるところにより、保険者の判断で、徴収猶予を行うことが可能。

働き方改革推進支援助成金 [別添㉑]

・新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成。

中小企業強靱化対策事業 [別添㉒]

- ・中小・小規模事業者に対して、感染症対策を始めとする自然災害等への事前対策に係る「事業継続力強化計画」を含むBCPの策定を支援。
- 新型コロナウイルス感染症を含む自然災害等へ備えるための「事業継続力強化計画」の策定を支援
- 認定を受けた事業者は、税制優遇や金融支援などを受けることが可能

<事業継続力強化計画について>

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

税制関係

固定資産税の特例の拡充・延長 [別添㉓]

・中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間固定資産税が減免(※)されますが、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限が2年間延長。

※通常、評価額の1.4%のところ、投資後3年間、ゼロ～1/2軽減(軽減率は、各自治体によって異なります)

中小企業経営強化税制の拡充、運用の弾力化 [別添㉔]

・新型コロナの拡大により顕在化した社会的課題に対応する非対面・非接触ビジネスを促進するため、中小企業経営強化税制に新たな類型を追加。

・事業プロセスの①遠隔操作、②可視化、③自動制御化を可能とする設備投資に対し、即時償却または7%の税額控除を認める。

※本特例の適用には、経営力向上計画の認定を受ける必要

・また、設備取得から経営力向上計画の申請(受理)までの期間が60日を超過する場合であっても、令和2年9月30日までの期間は申請を受理することします。

<経営力向上計画について> <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

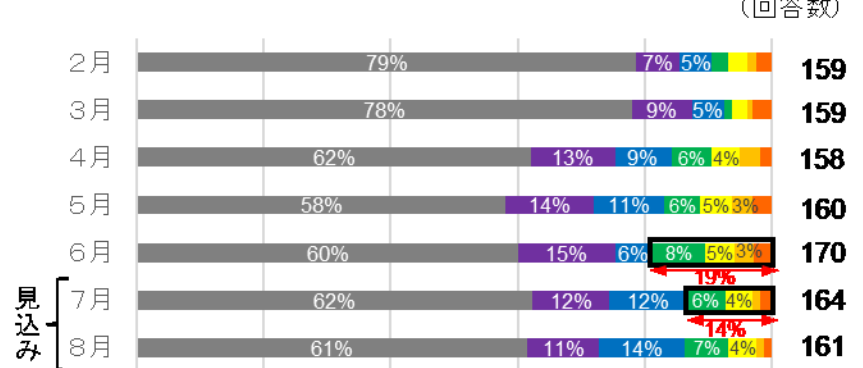
少額減価償却資産の特例 [別添㉕]

・中小企業は、30万円未満のテレワーク用設備(パソコンやソフトウェア)について、全額損金算入することが可能。

新型コロナウイルス感染症による関係業界への影響調査（建設産業）

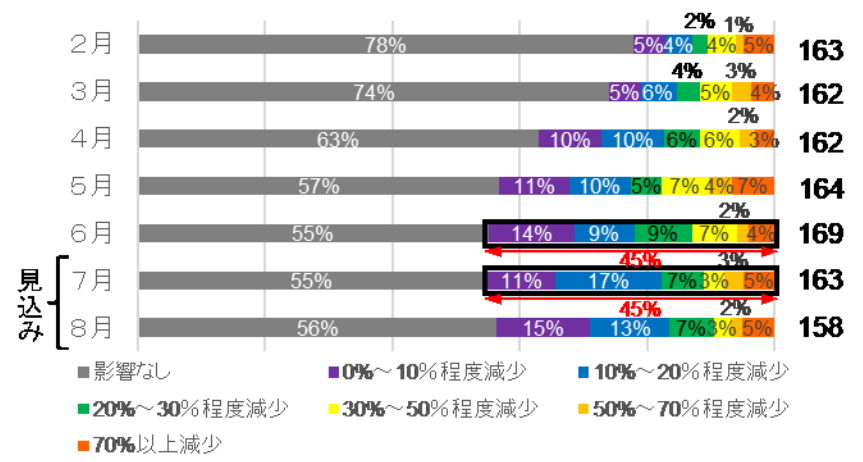
- 売上金額については、前年同月比で2割以上減少した事業者は、6月は5月とほぼ同様の全体の2割であるが、7月以降はやや改善する見込み。
- 受注状況については、影響があると回答した事業者が、6月は5月とほぼ同様の全体の約5割であり、7月以降も同様の傾向。
- 国の支援制度について、資金繰り支援を約3割の事業者が活用しており、約2割の事業者が給付済み。雇用調整助成金を活用している事業者は8%となっている。

○売上金額(前年同月比)(7・8月は見込み)



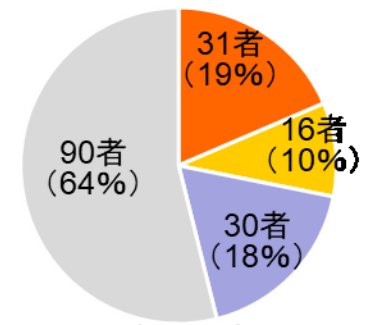
※売上が減少している企業には、「昨年好調の反動や案件の出現時期の影響であり、コロナの影響による減少ではない」と回答しているものも含む

○受注状況(前年同月比)(7・8月は見込み)



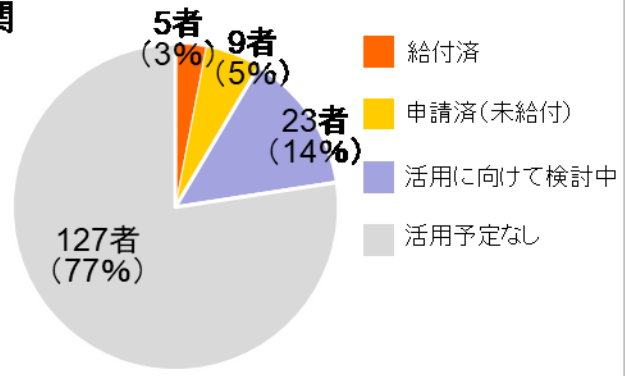
○国の支援の活用状況

【資金繰り支援】
（政府系金融機関・民間金融機関による融資・持続化給付金等）



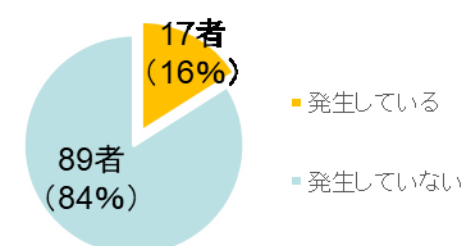
(回答: 167者)

【雇用調整助成金】



(回答: 164者)

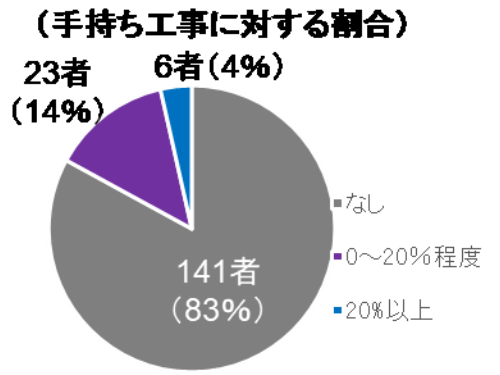
○住宅資材の遅れが発生しているか



(回答: 106者)

※「発生している」とした場合も、「中国国内工場の再稼働に伴い、改善方向にある」と回答する企業もある。
※中国からの資材に限らず、日本国内の工場稼働停止等に伴う資材入手の遅れも含む。

○工事一時中止の割合



(回答: 170者)

4. 建設キャリアアップシステム普及・ 活用に向けた官民施策パッケージ

赤羽国土交通大臣と建設業団体の意見交換会(R2.3.23)

意見交換会の概要



- 日時：令和2年3月23日 17:00～17:40
 出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、
 全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会
 開催趣旨：建設キャリアアップシステムについて、団体の協力のもとに
 作成した官民施策パッケージの今後の更なる普及・促進を要請

赤羽国土交通大臣からの要請等の内容

○技能労働者の賃金水準の確保について

- 公共工事設計労務単価を8年連続で引き上げたが、引き上げ幅は過去最小となっており、8年間続いている賃金上昇の好循環の流れが途切れないことが重要。
- 建設業4団体が先導して、現場の建設技能者への適切な水準の賃金支払いと適切な請負金額での下請契約を改めてお願いする。

○建設キャリアアップシステム (CCUS) について

- 今回の官民施策パッケージでは、
 ・建退共の建設キャリアアップシステム活用への完全移行
 ・社会保険確認の建設キャリアアップシステム活用の原則化
 ・国直轄工事での義務化モデル工事や活用推奨モデル工事を実施するなどの施策を盛り込んでいる。
- 官民が協力して取り組む「令和5年度からの建設キャリアアップシステムのあらゆる工事での完全実施」までの道筋が、具体性を持って描かれた。
- 国も不退転の決意で取り組むので、業界も一体となって取り組んでほしい。官民が一致団結して施策を推進する。

建設業4団体の取組等

○日本建設業連合会

- 「労務費見積もり尊重宣言」に基づき、労務単価引き上げ効果が現場の技能者に届くよう、引き続き取組を推進。
- 直轄工事における義務化に適切に対応するとともに、会員会社の現場におけるカードリーダー設置の推進等、本システムを的確に運用できる環境を整備。 等

○全国建設業協会

- 各協会においてCCUS研修会等を実施。
- CCUSに係る「モデル工事現場」を選定、現場見学会等を通じた地元建設業者への理解促進と普及促進に向けた課題等の共有化を図る。 等

○全国中小建設業協会

- システム利用による効果・課題の確認・把握のため、モデル工事であるちやれんじ工事の試行に取り組む。 等

○建設産業専門団体連合会

- 適正賃金の目標額の設定ができれば、その見積もりを尊重していただきたい。
- 令和2年9月末までに全会員団体企業のCCUSの企業ID取得、令和2年度末目標に個人カードの全員取得を目標。 等



官民が一致団結して施策を推進することにより、建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上、ひいては、建設業における担い手確保を図っていく。また、フォローアップ体制を立上げ。 26

建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上を図るための建設キャリアアップシステムについて、令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指し、官民において以下の施策を講じる。

令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた3つの具体策と道筋

I 建退共のCCUS活用への完全移行

建設技能者の将来の保障とコンプライアンス問題解決のため、建退共におけるCCUS活用を官民一体となって推進

- ・令和2年度は、本格実施に向けた運用通知・要領等改正、活用呼びかけ
- ・令和3年度から、CCUS活用本格実施
 - >公共工事では確実な掛金充当確認・許可行政庁の指導等履行強化
 - >民間工事では、業界において、掛金納付・充当の徹底を促進
- ・令和5年度からは、民間工事も含め、CCUS活用へ完全移行
- ・経営事項審査での掛金充当状況の確認方法の見直し

II 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

- ・令和2年10月からの作業員名簿の作成等の義務化に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においてもCCUS活用を原則化

III 国直轄での義務化モデル工事实施等、公共工事等での活用

- ・令和2年度は、国直轄の一般土木工事(WTO対象工事)において、
 - > CCUS義務化モデル工事（発注者指定・目標の達成状況に応じて工事成績評定にて加点/減点）を試行
 - > CCUS活用推奨モデル工事（受注者希望・目標の達成状況に応じて同評定にて加点）を試行
- ・このほか、地元業界の理解を踏まえ、Aランク以外のCCUS活用推奨モデル工事の試行を検討
- ・地方公共団体発注工事において、先進事例を参考に積極的な取組を要請するとともに、入契法に基づく措置状況の公表、要請等のフォローアップ
- ・上記取組と併せ、業界は加入促進に積極的に取り組む
- ・令和3年度以降、段階的にCCUS活用工事の対象を拡大し、Iと連動して公共工事等での活用を原則化

建設技能者のレベルに応じた賃金支払の実現

- 専門工事業団体等が職種別の職長(Lv3・4)や若年技能者(Lv2)の賃金目安を設定し、下請による職長手当等マネジメントフィーの見積りへの反映と元請による見積り尊重を促進・徹底
- CCUS能力評価と連動した専門企業の施工能力見える化開始

更なる利便性・生産性向上

- CCUSの情報セキュリティ強化と人材引き抜き防止策
- 発注者によるCCUS閲覧等による事務効率化、書類削減
- CCUSと連携した施工実態の把握・分析による労働生産性向上の研究
- CCUSによる勤怠・労務管理機能強化や顔認証入退場への活用促進
- 令和4~5年度までにCCUS登録と安全衛生資格等の資格証の携行義務を一体化（マイナポータルとの連携）

以上の取組を推進・進化するために、国として、業界団体、地方公共団体、許可行政庁に対し、直ちに「業界共通の制度インフラ」であるCCUS活用を要請。フォローアップ体制を立上げ

活用促進・推奨フェーズ

原則化フェーズ

令和2年度～

令和5年度～

建退共

夏頃
運用通知等改正

10月から
電子申請
試行

令和3年度～
CCUS活用電子申請の本格実施
公共工事における掛金充当等に係る
履行強化と経審評価

民間レベルでの掛金充当の徹底
(業界による自主的な取組を含む)

民間工事も含め、
CCUS活用へ完全移行

作業員名簿

10月からの作業員名簿の義務化に併せて、
労働者の現場入場時の社会保険加入状況の確認におけるCCUS活用を原則化

国直轄
発注

CCUS義務化モデル工
事及びCCUS活用推奨
モデル工事を試行

地元業界の理解を踏ま
え、Aランク以外の推奨
モデル工事の検討

令和5年度からの建退共のCCUS
完全移行と連動した公共・民間工事
でのCCUS完全実施に向けて、段階的
に対象工事を拡大

地公体
発注

先進県で
総合評価等で加点点

先進事例を参考に積極的な取組を要請
入契法に基づく措置状況の公表、要請

あらゆる工事における
CCUS完全実施

民間発注

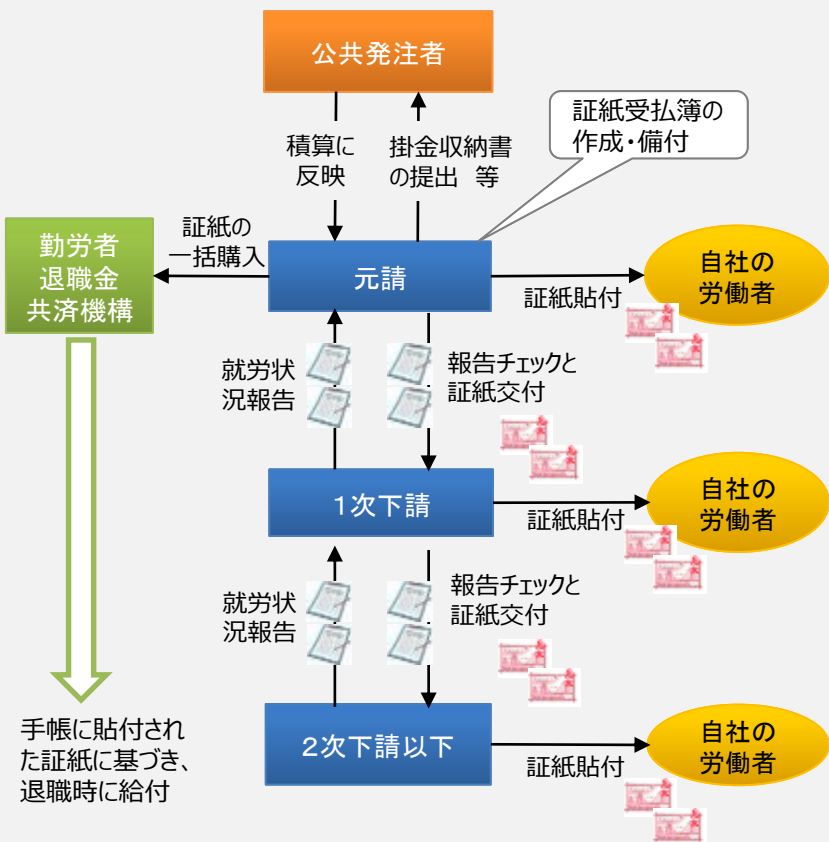
建退共CCUS完全実施に向けて
積極的な取組を要請

建退共のCCUS活用への完全移行

令和3年度から、技能者本人自身がCCUSに蓄積した就労履歴データを活用した電子申請を本格実施し、令和5年度からCCUS活用に完全移行することで、対象労働者の就労実績を漏れなく建退共退職金の掛金充当につなげ、透明性も向上させる。

現行方式(証紙受払の書面管理)

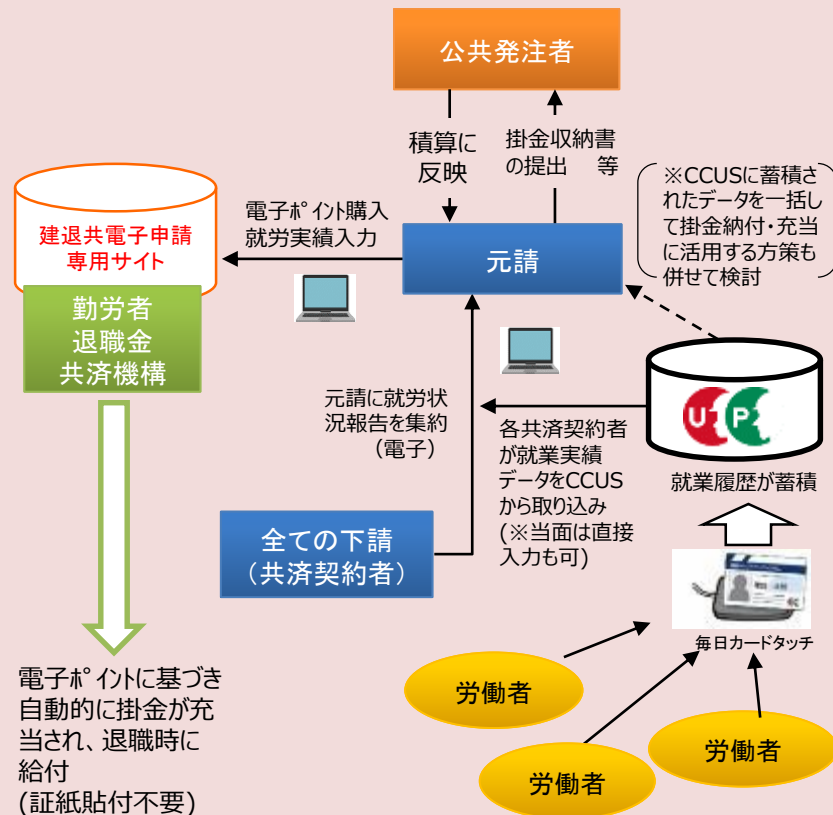
- 現行の証紙方式**では、数次の下請に雇用される**一人一人の技能者への証紙の確実な交付・貼付には限界**があり、充当状況も正確に確認できないため、公共工事の積算で財源措置されていながら、**掛金充当が不徹底**
- 民間工事で働く労働者への掛金充当はさらに不徹底**



順次移行を促進

CCUS活用電子申請方式

- 対象労働者の就労実績を確実に掛金充当につなげるため、**カードタッチでCCUSに蓄積**された就業実績を掛金充当に活用することを**原則化**
- 令和3年度**から電子申請を本格実施し、**公共工事での活用を徹底**しつつ、**令和5年度**からは**民間工事も含め、CCUS活用に完全移行**



電子申請導入のメリット

- ①技能者の掛金充当の実感が高まる(タッチ=掛金)
- ②証紙購入、交付貼付が不要
- ③受払簿等の書類が不要・充当書が自動作成
- ④就労状況報告をメールで元請に直接提出可能
- ⑤CCUSデータで就労状況報告書を自動作成

1. 概要

建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を**成果として特記仕様書及び入札説明書に明記(契約事項)**するとともに、その達成状況に応じて工事成績評定において**加点/減点**するモデル工事を試行。

2. 対象工事 : **一般土木工事(WTO対象工事)**を対象とする。発注予定を踏まえつつ、各地方整備局等で1件程度ずつ実施。

3. 試行内容

(1) 特記仕様書に条件明示

- ① **CCUSの現場登録を行うとともに、カードリーダーを設置**すること
 - ② 工事期間中の**平均事業者登録率90%、平均技能者登録率80%を達成するよう努める**こと
 - ③ 工事期間中の**平均就業履歴蓄積率(カードタッチ率)50%を達成するよう努める**こと
- ※上記①～③の達成状況により、工事成績評定で**加点/減点**

(2) 施工段階

特記仕様書に定めた時期に、以下についてそれぞれ確認。なお確認方法は、発注者より受注者に報告を求める。

- ・ **事業者登録率 / 技能者登録率 / 就業履歴蓄積率(カードタッチ率)**

(3) 工事成績評定 (工事完成検査/成績評定時)

特記仕様書に記載された①～③の達成状況により**工事成績評定で加点/減点**

※目標達成 : **1点加点** (平均技能者登録率90%以上の場合は**2点加点**)

※目標を著しく下回った場合 (平均事業者登録率70%未満又は平均技能者登録率60%未満又は平均就業履歴蓄積率30%未満) : **1点減点**

※上記以外の場合 : **±0点**

※上記CCUS義務化モデル工事に加え、一般土木工事(WTO対象工事)を対象に、**受注者希望方式によるCCUS活用推奨モデル工事(試行)**を、**各地方整備局等で3～4件程度ずつ実施**(活用推奨モデル工事では、目標を著しく下回った場合、工事成績評定の減点に替えて、目標を著しく下回った旨、その要因、改善策等を簡潔にとりまとめ、**元請業者のホームページで公表**することを求める。)

都道府県によるCCUSに係る企業評価の導入状況

- 令和2年4月、都道府県等に対して、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえ取組を要請
- 現在、都道府県のうち8割が企業評価を導入又は検討中（8県が企業評価を導入※2、31都道府県で評価の導入を検討）

※今年度から、入契調査等において、市町村を含めた地方公共団体における導入状況をフォローアップする方針

※2: R2年度内に実施予定の団体を含む

都道府県名	評価の対象としているか	どの段階での評価か	都道府県名	評価の対象としているか	どの段階での評価か
北海道	△	□	滋賀県	○	☆
青森県			京都府	△	
岩手県	△	□☆☆	大阪府		
宮城県	○	☆	兵庫県	△	
秋田県	△	☆	奈良県	△	□☆
山形県			和歌山県	△	□
福島県	○	☆	鳥取県	△	
茨城県	△	□	島根県	△	□☆
栃木県	○	☆	岡山県	△	☆
群馬県	△	□	広島県	△	□☆☆
埼玉県	△	☆	山口県		
千葉県			徳島県	△	□
東京都	△	□☆	香川県	△	
神奈川県	△		愛媛県	△	
新潟県			高知県	△	□☆
富山県	△		福岡県	○	□
石川県			佐賀県	△	☆
福井県	△	□	長崎県	△	□☆
山梨県	○	☆	熊本県	△	
長野県	○	□☆	大分県	△	□☆
岐阜県	△	□☆	宮崎県	△	☆
静岡県	○	□☆	鹿児島県	△	
愛知県	△		沖縄県	△	☆☆
三重県					

○ 評価する(R2年度内予定を含む) □ 競争入札参加資格
 △ 今後評価を検討 ☆ 個別工事の入札案件(総合評価等)
 空欄 評価予定なし ★ 国と類似のモデル工事形式

企業評価の導入状況と加点の例

【長野県】総合評価等において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点(R2年度は予定価格8000万円以上が対象)等

【山梨県】総合評価において加点

県土整備部発注工事(土木一式工事)において総合評価で加点(試行)

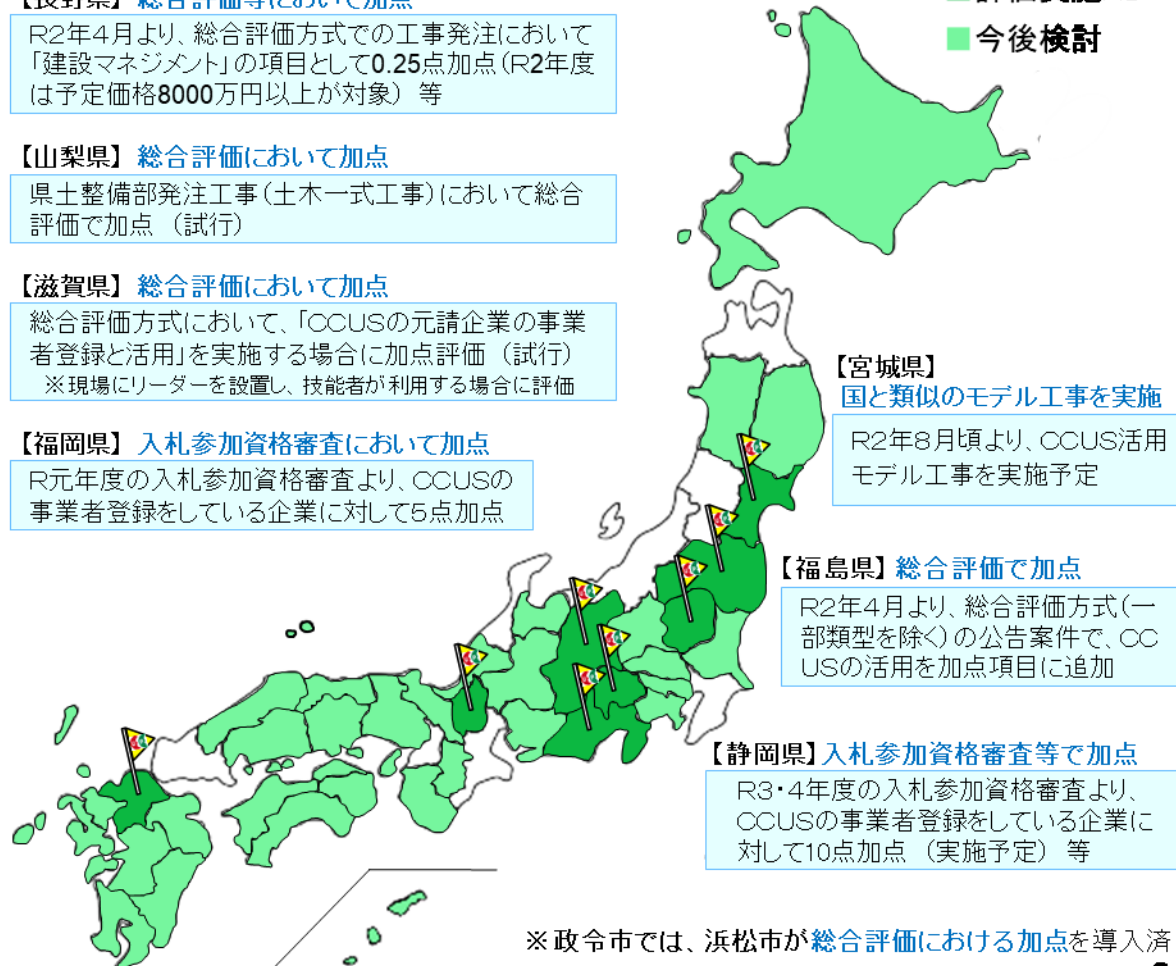
【滋賀県】総合評価において加点

総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価(試行)
 ※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

【福岡県】入札参加資格審査において加点

R元年度の入札参加資格審査より、CCUSの事業者登録をしている企業に対して5点加点

- 評価実施※2
- 今後検討



【宮城県】国と類似のモデル工事を実施

R2年8月頃より、CCUS活用モデル工事を実施予定

【福島県】総合評価で加点

R2年4月より、総合評価方式(一部類型を除く)の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

【静岡県】入札参加資格審査等で加点

R3・4年度の入札参加資格審査より、CCUSの事業者登録をしている企業に対して10点加点(実施予定)等

※政令市では、浜松市が総合評価における加点を導入済

対策1) 令和元年度補正予算（7億円の内数）を活用して、令和4～5年度のCCUSとマイナンバーカード・マイナポータルの連携が行えるレベルまでセキュリティを強化し、更なる情報漏洩・不正アクセスを講じる

⇒ データベースへのアクセス権管理の強化、セキュリティ対策の強化（改ざん検知ツール、ログ分析ツールの強化等）を実施

対策2) 人材引き抜き防止策として、事業者の判断で、技能者登録に必要な電話番号、メールアドレスは、会社のものでよいこととする運用に変更する

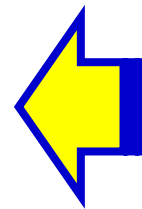
CCUSに登録・蓄積される技能者情報

(登録情報)

- 本人情報・顔写真
- 所属事業者情報
- 社会保険・建退共・労災加入状況
- 職種、経験
- 保有する資格
- 研修等の受講履歴
- 表彰等の履歴

(カードリーダーでの蓄積情報)

- 技能者の就業履歴情報
 - ・ 現場名等
 - ・ 所属事業者名

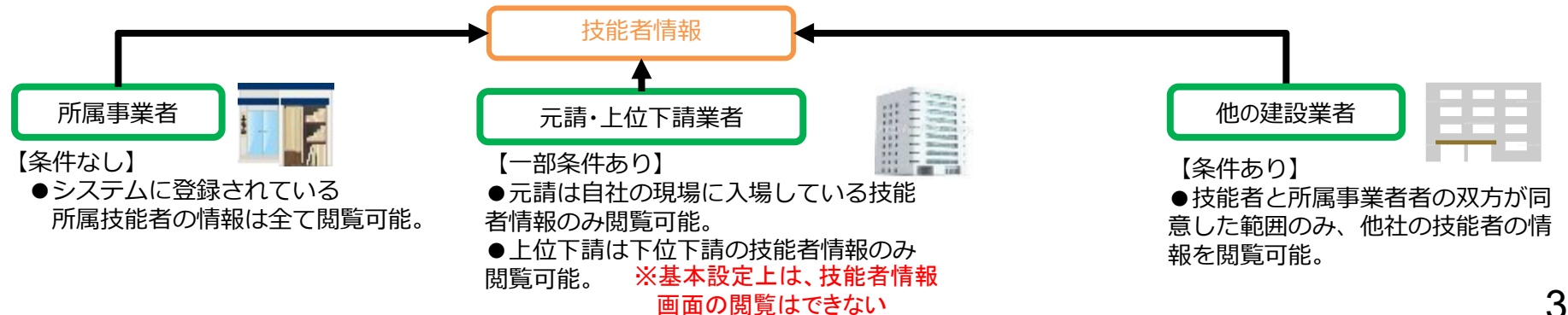


IDとパスワードでログイン



情報閲覧の基本条件

- 初期登録時は**全ての情報が非開示**。開示には、**技能者本人と所属事業者双方の同意が必要**。開示する情報を**選択可**。
- 元請は**自社の稼働中の現場に入場している技能者情報の一部のみ閲覧可能**
- 登録されている情報を閲覧するためには**IDとパスワードが必要**



(参考)CCUSによる技能者情報の閲覧範囲について

OCCUSでは、元請や上位下請が閲覧できる技能者情報には、以下のとおり制限を設けており、過度な情報の見える化につながらないように配慮している。
 ○引き続き、懸念のある情報閲覧については、逐次、適用の改善やシステムの改修を行っていく。

■ポイント1

技能者情報の基本画面を見られるのは、本人と雇用主のみ



■ポイント2

初期登録時は全ての情報が非開示。開示には、本人と雇用主双方の同意が必要

■ポイント3

現場施工中に、元請や上位下請が閲覧できる情報も、既に「作業員名簿」に掲載されている情報と、過去自社の現場での就業履歴に限定

元請、上位下請は、現場稼働中であっても、技能者情報画面は閲覧できない

■ポイント4

所属事業者の判断により、連絡先（電話・メール）を会社とすることも可能とする措置を講じる

技能者ID	技能者名	フリガナ	職種	立場	作業内容	有害物質の取り扱い、有害業務への従事有無	雇用年月日	生年月日
60765240535721	公共建二	コウキョウケンジ	普通作業員・普通作業員					
80133013686721	構造建三	コウゾウケンノウ	普通作業員・普通作業員					
62657536076821	原寸四郎	ゲンソンシロウ	普通作業員・普通作業員					

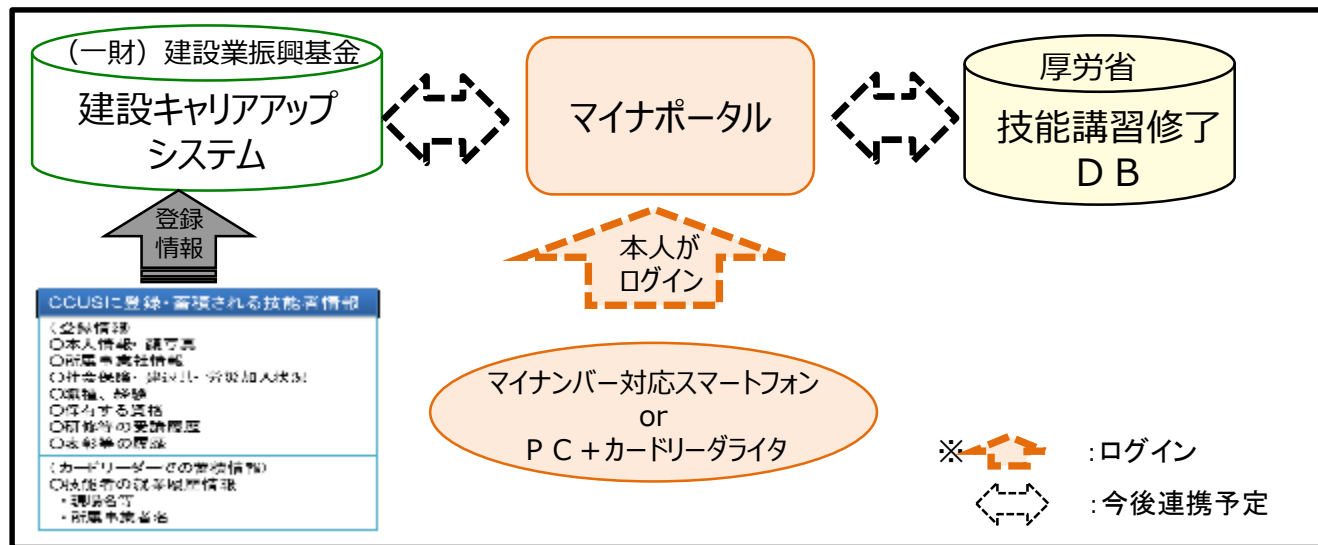
現場施工中に、元請や上位下請が閲覧できるのは、「作業員名簿」の情報とほぼ同じ

年齢	現住所		緊急連絡先		既住の経国登録		既住の経国登録			作業員名簿に必要の資格有無								
	(郵便番号)	(市区町村)	TEL	(郵便番号)	TEL	一般労働者	特殊労働者	企業型	技能取得	安全確保	業務取得	監理員代行資格	技能士	免許・資格	技能講習	特別講習	その他安全衛生講習	
34歳	男性(単)	○浜市○区4-1	090-1234-5678	現住所と異なり同じ	現住所と異なり同じ	344-1234-5678	2018/12/12	有(補修)2018-08-31	0									
34歳	男性(単)	○市○区2-1	090-1234-5678	現住所と異なり同じ	現住所と異なり同じ	344-1234-5678	2018/12/12	有(補修)2018-08-31	0									
34歳	男性(単)	△市○区1-1	090-1234-5678	現住所と異なり同じ	現住所と異なり同じ	344-1234-5678	2018/12/12	有(補修)2018-08-31	0									

閲覧できる資格情報も、作業に必要な主な資格のみ

マイナポータルを通じて、建設キャリアアップシステム（CCUS）と労働安全衛生法上の各種資格者情報が連携されることにより、CCUSの登録と安全衛生法上の資格者証の携行義務の一体化を目指す。

1. マイナポータルの連携に向けたイメージ



【連携による効果】

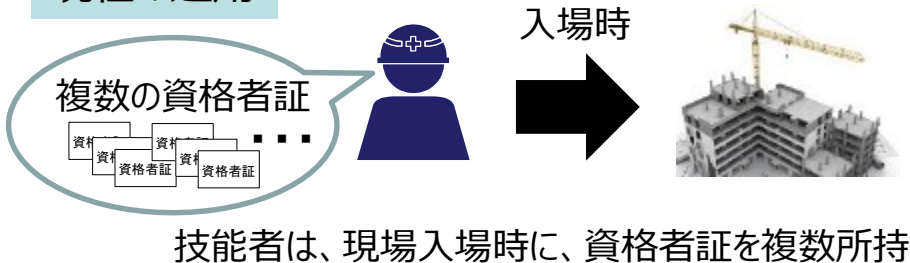
○ CCUSに技能者情報を登録する際に、マイナポータルを通じて、労働安全衛生上の資格者情報が取得できるため、CCUSへの登録手続きの簡略化及び登録情報の真正性が向上

2. 今後の対応

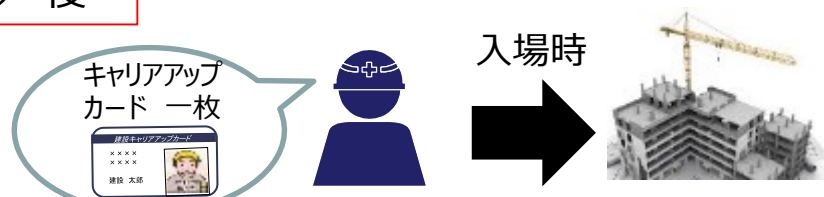
厚生労働省と連携し、現場での携行が義務付けられている安全衛生法上の資格者証について、CCUSの登録情報にて、資格者証の携行義務を満たしているものとするための検討を行い、令和4～5年度までにその一体化を目指す。

【イメージ】

現在の運用



今後



CCUS上に登録された情報で現場での携行義務を満たす

5. 一人親方問題の現状の課題と 施策の方向性

1. 現状の課題

- 国土交通省においては、
 - ・ 老後の生活や怪我時の保障など**技能者に対する処遇改善**
 - ・ 法定福利費を適正に負担する企業による**公平・健全な競争環境の整備**等の観点から、**平成24年度から社会保険加入対策を推進**しており、企業単位・技能者単位ともに保険加入率上昇が見られるなど、一定の効果が発現
- **令和2年10月から建設企業の社会保険加入が建設業許可・更新の要件**として位置付けられるなど、社会保険加入対策をさらに強化
- 一方で、社会保険加入対策や労働関係法令規制の強化に伴って、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図して、**技能者の個人事業主化(いわゆる一人親方化)が進む懸念**
- 建設業界への聞き取りや企業アンケートにおいても、技能者の一人親方化が進んでいる傾向が示されており、その中には、実態が雇用労働者であるにもかかわらず、**偽装請負の一人親方として従事している技能者も一定数存在**

法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図して、**偽装請負としての一人親方化を進めることは、技能者の処遇低下のみならず、法定福利費等を適切に支払っていない企業ほど競争上優位となるなど、公正・健全な競争環境を阻害するのみならず、社会保険加入対策の根幹を揺るがす重要な問題**

2. 施策の方向性

① 一人親方等に直接訴求する取組(令和元年度実施済)

- ⇒ 社員(労働者)と一人親方(個人事業主)の**適切な働き方の理解を促す**とともに、社員として働いた場合は一人親方として働いた場合と比較して、将来の年金給付額が多くなる可能性等について、**直接一人親方等に周知**

② 実効性ある一人親方対策(今後実施)

- ⇒ 職種ごとの一人親方の実態把握等を行いつつ、規制逃れを目的とした一人親方化対策、その他一人親方の処遇改善対策等について、新たに設置する「**建設業の一人親方問題に関する検討会**」において**実効性ある施策を検討・推進**

検討会において想定される主な論点

① 各職種(団体)における偽装一人親方に対する認識

- ⇒ 偽装一人親方に対してどのような認識を持っているか
- ⇒ 規制逃れを目的とした偽装一人親方化の現状はどうか(増加しているか等)
- ⇒ 偽装一人親方対策について、これまでどのような取組を行ってきたか

② 偽装一人親方(⇔適法な一人親方)の定義付け

- ⇒ 偽装一人親方(⇔適法の一人親方)について、どのような定義付けを行うべきか

③ 偽装一人親方への対応

- ⇒ 自らを一人親方と認識していない場合に、技能者本人にどのように認識させるべきか
- ⇒ 現場での確認作業に建設キャリアアップシステムをどのように活用すべきか
- ⇒ 明らかに実態が雇用形態であるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせている企業に対してどのような措置を講ずべきか
- ⇒ 偽装一人親方本人に対してどのような対応を図るべきか

④ 適法な一人親方に対する処遇改善策

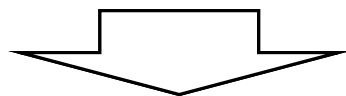
- ⇒ 実態も請負形態である適法な一人親方に対し、どのような処遇改善措置を講ずべきか

令和2年6月15日 「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会（第4回）」にて検討会を設置

令和2年6月25日 第1回「建設業の一人親方問題に関する検討会」

【開催済】

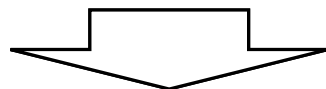
- 検討会設置趣旨・規約・座長選任
- 一人親方問題の背景と対応方策
- 今後の進め方 など



8～9月頃

第2回「建設業の一人親方問題に関する検討会」

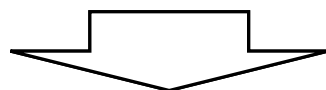
- 職種別の一人親方の実態ヒアリング など



11～12月頃

第3回「建設業の一人親方問題に関する検討会」

- 規制逃れを目的とした一人親方化対策
- 一人親方の処遇改善対策 など



令和3年2～3月頃

第4回「建設業の一人親方問題に関する検討会」

- 中間とりまとめ など

※ 進捗状況等については、協議会に報告
※ 令和3年度以降も必要に応じて検討会で議論